



日本語の世界
6

日本語の文法

北原保雄

中央公論社



日本語の文法 目次

第一章 文法について

文法とは 文法の不幸 フランスに学ぼう 文法と文法論 規範文法と記述文法 文語文法から古典文法へ 口語文法のおかれてきた位置 学校文法と文法理論 解釈と文法の関係 文法的に考えるということ 本書の立場

第二章 文とは何か——文法論の対象——

文法論の対象となる範囲 文と文章 松下の説 時枝の文章論 一つの文が一つの文章である場合 佐伯の考え方 文とは 文と統覚作用 文の統一性 文の完結性 文の完結性と主体的表現 不完備文・一語文 文法論の課題

第三章 文の構造(一)——単文の場合——

文は文の成分から構成される 文の成分の構造 文節について 文節による文の構成 連体の関係構成 連用の関係構成 文の構造の新しいとらえ方 文は重層的に構成される 述語の構造 文の基本的構造 「が」と「は」の問題 文の成分の配列順序

第四章 補充分と修飾成分

連用修飾語の整理 連用修飾語の二分 従来の二分説 補充分と修飾成分 骨格と飾り 連用修飾成分の種類 情態修飾成分 程度修飾成分 「決して」「全然」の類 時の修飾成分 時の修飾成分と時格の補充分 「静かに

なる」と「歌手になる」
修飾成分による文の構成
叙述修飾成分
陳述修飾成分
連体修飾成分

第五章 文の構造(二)——いわゆる複文・重文などの場合——

文の種類 文構造の種類 感動詞だけから構成される文 喚体構文 基本
構文 修飾||被修飾構文 接統||被接統構文 接統詞の成立 語と語を結
ぶ接統詞 並立||被並立構文 感動詞の位置づけ 独立成分を含む構文

第六章 日本語の主語

日本語の主語のどこが問題になるのか 主語のいろいろ 従来の日本語文法論
における主語 日本語には主語がない 三上章の主語廃止論 主語存在説の
検討 もう一つの主語肯定説

第七章 主題をめぐる問題——「は」と「が」——

はじめに 「は」と格表示 主題と「は」 「は」「の」を代行しない
既知と未知 既知と未知との組み合せ 「いが」はどうして未知であるか
「は」の本義はとりたて 「いは」が既知である理由 対比の「は」 解説的な
文章と「は」 描写と「が」 前提と焦点 発見の歌 もう一つの発見の歌

第八章 うなぎ文の構造

うなぎ文とは 述語代用説 述語代用説の問題と分裂文説 分裂文説の検証

- その一— 分裂文説の検証—その二— 分裂文説の検証—その三— 分
- 裂文説の検証—その四— 分裂文説の検証—その五— 分裂文説の検証—その
- 六— うなぎ文は分裂文から説明される

第九章 客体的表現と主体的表現

- 単語とは 言語過程における語の認定 客体的表現と主体的表現 客観的
- 表現と主観的表現 詞辭の分類はどこから来たか 形容動詞をめぐる問題
- 零記号の辭 詞と辭の連続・非連続の問題 格助詞は辭か 表現性の上から
- 助詞を見直す 表現性による助動詞の分類 連体法と主体的表現 詞辭論の
- まとめ

参考文献 347

あとがき 349

索引 356

日本語の文法

第一章 文法について

1

文法とは 今の子供なら、小学生でも「文法」ということばを知っている。私自身のことを振り返ってみると、小学生のころ「文法」ということばを知っていたかどうかは、は

なはおぼつかないが、中学生のときには口語文法を習ったし、高校では文語文法を習った。これは具体的にはっきりと記憶している。学校で「文法」を全然習わなかったという人はおそらくいないだろう。したがって、「日本語の文法」といわれて、その内容がどんなものであるか全然見当がつかないという人は、まず少ないだろうと思う。

専門の立場から日本語について考察する場合、音韻・文字・語彙・文法・敬語・文体・方言・言語生活などの分野に分けて考察するのが普通である。つまり、「日本語」と一口にいっても、その構造や運用のしかたは複雑で多面的であるから、日本語について考える場合、「日本語の音

韻」「日本語の文字」「日本語の語彙」「日本語の文法」「日本語の文体」などのように分けて考えることになるのだが、これらの中で、「日本語の文法」というのが最もなじみの深いものであると思われる。「音韻」とか「語彙」などということばは聞いたことがないという人はいるかもしれないが、「文法」ということばを聞いたことがないという人は少ないのではないだろうか。

それほどなじみ深い「文法」ではあるが、しかし、改めて、それでは「日本語の文法」とはどういうものであるかと、その内容を問いなおされると、なかなか簡単には答えられない。学校時代に習った文法は面白くなかったとか、助動詞の活用を丸暗記させられたとかいう記憶はよみがえってくるが、「日本語の文法」がどのようなものであるかということについてはあまりまともを考えてみたことがないという人が多いのではないか。毎日、その「文法」に従って日本語を使用して生活しているのに……。

文法の不幸

現在の学校教育においては、中学校で口語文法（現代語文法）を、そして高等学校で文語文法（古典文法）を教えるのが普通の方法である。高校では、口語文法については特別には教えないのが一般の方法である。したがって、大学に入ってから文法を専攻する人でもなかったら、口語文法は中学校で習っただけで終りである。しかも、中学校での学習も、文法という独立した時間があるわけではない。文法というまとまった時間があって十分に教えられたとしても、中学校で教えることのできる文法には限度があるのだが、それさえも十分に教えられていないのである。口語文法は、中学校で勉強すればそれで十分というほどに単純で奥行き

の浅いものではない。深く考えれば考えるほど興味深い問題が新しく生じてくるものなのである。したがって、高校の国語の時間に口語文法をもっと深くつっこんでやれば、文法的に考えることが面白くなると思うのだが、高校ではそれどころではないというのが実情のようである。高校では限られた時間の中で文語文法もやらなければならない。しかも、独立した文法の時間はないのである。いきおい、高校では文法といえど文語文法ということになる。こういうやり方では、生徒たちが、文法の勉強をして、なるほど日本語にもこんなにすばらしいいきまりがあったのかと驚き、感動し、そして日本語の文法に興味をもつようになることを期待するのは、無理である。

さらに、そういう生徒が大学に入ってくる。文法の面白さの片鱗も知らない学生が国文科に入ってくる。私の勤務している大学では日本語学（国語学）を専攻する学生と日本文学（国文学）を専攻する学生とが全く別のコースに所属することになっているから、私どものコース、つまり日本語学を志望する受験生の中には、高校時代に文法が好きだったからなどという者もいるが、受験生全体から見れば、そういう者はむしろ例外中の例外で、国文科志望の受験生の中にさえも、文法が好きだという者は少ないのである。そうして、そういう学生が、文法嫌いのまま、中学校や高等学校の国語の先生になる。教育職員免許法（昭和二十四年施行）という法律によって、中学校・高等学校の国語の先生になるためには、国語学の単位は、六または四単位修得すればいいことになっている（次ページの表参照）。国語学の中には、「音声言語及び文章表現に関するもの」を必ず含まなければならないことになっているが、「文法」は必須の科目にはなっていない。した

第一章 文法について

系列	中学 1 級		高校 2 級	
	免許法による最低単位数		免許法による最低単位数	
1	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む）	6又は4	中学に同じ	6又は4
2	国文学（国文学史を含む）	8又は6	中学に同じ	8又は6
3	漢文学	4又は2	漢文学	6又は4
	書道（書写を中心とする）	4又は2		
合計	小 計	16	小 計	16
	以上の各科目のそれぞれの最低単位数を含み32単位以上		以上の各科目のそれぞれの最低単位数を含み32単位以上	

「国語」の免許状を取得するための専門科目の履修方法

がって、大学で国文法の単位を全然とらなくても、中学校や高等学校の国語の先生になることができるのである。実際には、国文法の単位を全然とらずに国語の先生になるような学生は少ないようになってきている国文科が多から、国文法の単位を全然とらずに国語の先生になるような学生は少ないだろうと思うが、現在の免許法によれば、国文法を全く履修せずに国語の教員になることは合法的に可能であるし、現実にもそういう履修内容で免許状を取得した学生もいるのである。

中学校や高等学校でろくな文法教育も受けてきていない学生が、国文科に入って、文法に興味をもち、進んで文法の研究をするようになるなどということは、少数の例外を除いて、まず期待できない。かくして、中学校に入学してから大学を卒業するまで、ついに文法の面白さ、文法のすばらしさを味わう機会をもたなかった人が教壇に立つことになるわけである。そういう先生の文法の授業が楽しいものになるはずがない。鶏が先なのか、卵が先なのか、それはともかくとして、この憂うべき現状からの脱却は容易なことではない。

まさに、日本語の文法の不幸といふべきか。

フランスに学ぼう

断わっておくが、中学校や高等学校の国語の先生の全部が、右に述べたような文法嫌いの人ばかりであるなどといっているのではない。文法教育を熱心に進めている先生も多い。しかし、文法はどれも苦手だという先生が多いのもまた事実である。そして、文法、文法と一所懸命になっている先生の文法の授業が、その先生の思っているほどには、面白くないものであることも多い。品詞分解のための品詞分解や助動詞の活用の丸暗記などばかりをやらせていたのでは、先生がいくら熱心であっても、文法の時間が面白くなるはずがない。教室で教えられる文法はもっと楽しいものでなければならぬ。もっと日本語について考えさせるものでなければならぬ。日本語の文法は、日本語を使って生活している日本人にとって、もっと身近で有用なものであるはずである。

清水幾太郎に『論文の書き方』（昭和三十四年刊）という著書がある。清水自身の体験に基づいて書かれているだけに、具体的に説得力のある名著で、今読み返してみても教えられるところが多いが、その中に、「日本語を外国語として取扱おう」という一章があり、日本語で文章を書く場合には、日本語をはっきりと客体として意識しなければならぬ、自分と日本語との融合を脱出して日本語を自分の外の客体として意識しなければ、これを道具として文章を書くことはできない、という主旨のことが書かれている。これはまた、日本語で書かれた文章を理解する場合にも同様にいえることであるが、清水は、この章の中で、次のように述べている。少々長いが引用する。

この問題を考えるたびに、私は、フランスの初等教育に詳しい友人の話を思い出さずにはいられない。彼の話によると、フランスでは、既に小学校で文章の文法的分析を教えている。私の聞き違いでないなら、この文法的分析は「フランス語」という科目の主要な内容になっている。日本でも、日本語を「国語」として自明のもののように取扱わず、「日本語」として客観化し意識化するのが本当だと思う。そして、そういう名称の問題と一緒に、日本文の文法的分析が子供の頃から行われる必要がある。なお、この友人の話によると、フランスでは、幾何学は数学の一部門としてでなく、論理的思维方法の訓練という狙いで教えられているという。

ヘーゲルは或る個所でこう書いている。「子供に文法を教えるということには、無意識のうちには思惟の諸規定に注意させる効果もある。」私たちは、フランスの教育の方法に学ぶ必要があるであろう。もっとも、日本語の文法は、私も中学校及び高等学校で教えられた。しかし、それは、教えられる方にとっても、教える方にとっても、いわばお義理のようなものであった。苦行であった。しかも、多くの場合、文法を教える先生と、作文を教える先生とは同一の先生であった。それでも、文法はただ文法であり、作文はただ作文であった。文法は、文章を論理的に構成するための基礎的ルールを、従って、論理的思维の基礎的ルールを教えるものではなかったし、作文は、先生と生徒とが或る種の文学趣味のうちで甘え合う時間であった。結びつけば双方が有意義になる筈のものが互いに背を向けていたのである。

冒頭の「この問題」というのは、学校で文章の書き方を教えることの問題である。フランス人は、自分の国語、つまりフランス語を愛し大切にすることで有名であるが、小学校からフランス語の文法的分析を教えているというのも、そのことと関連するものであろう。フランスの初等教育が現在どのように行なわれているか、詳しいことは承知しないが（私の若いフランス人の友人の話では、現在もほぼ同じ状況のようである）、フランスの教育のような方法に学ぶ必要があるという意見には全く賛成である。日本においては、現在でも、清水の学んだころと同様に、文法が「お義理のようなもの」である学校が多いのではないか。文法の授業が文章を論理的に構成するための基礎的ルール、論理的思惟の基礎的ルールを教えるものになっていない学校が多いのではないか。文法は、もっと、文章の理解や表現のための基礎的ルールとして、「国語」の教科の中心にすえられなければならないと思うのである。

2

文法と文法論

ここでちょっと、基本的なことについて考えておきたい。それは、「文法」と「文法論」との違いについてである。「日本語の文法」について書かれたものは、これまでにいろいろある。しかし、それらが「日本語の文法」であるということにはならないのである。たしかに日本語にはいろいろのきまりがあり、それによって、日本語は日本語として

構成され、運用されている。日本語には、客観的に文法が存在すると考えていい。しかし、述べられたり、論じられたりして、我々が現実を目にすることができる日本語のきまりは、ある学者の考え出した文法、ある研究者の構築した文法、つまり一つの文法論なのである。たとえば、「文節」という単位は橋本進吉の考え出したものである。このような単位を認めない文法論もある。また、助動詞を品詞の一つと認めるのも、一つの立場でしかない。助動詞を品詞と認めない立場もある。日本語に限らず、一般に言語には、それぞれきまりがあつて、そのきまりによって言語は構成され、また運用されているのであるが、そのきまりのすべてを明らかにして、すべての言語事実を剰余なく説明することは容易なことではない。言語はそれほど単純な構造のものではないのである。言語はいわば神の作り給うたものである。文法論は人間の構築したものである。神のみわざに人間の力がかなうはずがない。人間は言語の構造の深遠さに対してもっと謙虚にならなければならない。

極端ないい方をすれば、言語には単純に整理することができるような法則はなく、現在提示されているものもろの文法論は、人間の構築した仮説でしかないということになろう。言語には客観的に文法が存在しており、文法研究者は、それを少しずつ解明しているのだというのが、最も素朴な考え方であろうが、文法を解明するということの意味をよく考えてみると、それは、やはり、言語のある側面について、ある立場から、一つの文法論を構築することである。

言語の中に文法が客観的に存在することは認められるが、我々の目の前に提示される「文法」

は、いずれも一つの「文法論」であり、一つの「文法論」でしかない。つまり、述べた人、論じた人をぬきにしては考えられない文法なのである。このように考えてはじめて、もろもろの文法論が並び行なわれていることの意味も理解することができよう。山田文法は山田孝雄（よしのり）によって、そして松下文法は松下大三郎によって、時枝文法は時枝誠記（まこと）によって、論じられ構築された文法なのである。もちろん、いずれの文法論が、言語に客観的に存在する文法、あるいはその文法によっている言語事実を、より適切に説明することができるかということが、優劣を決めることになるけれども。

規範文法と記述文法

文法（論）は規範文法と記述文法とに分けることができる。文法（論）は、それが何のためのものであるかということによっても、違ったものになつてくるのである。規範文法というのは、分かりやすくいえば、実際にことばを用いる場合に、それを正しく用いるために作られた文法のことである。子供がことばを正しく使えるようになるために学校で教えられるのは規範文法である。また、外国人が日本語を勉強するために学ぶのも規範文法である。我々が文法的にはこういうのが正しいなどというときの文法は、やはり規範文法のことである。このようにあるべきだという規範を組織したものが規範文法である。学校で教えられるので、学校文法とも呼ばれ、また実用的であるところから実用文法とも呼ばれる。

ところで、しかし、その、このようにあるべきだという規範は何を基準にして決められるのであろうか。規範の基準はどこにあるのであろうか。たとえば、最近では、「花みたく、きれいな人」

というようにいい方がかなり普通になっているようである。私などにはとても耳ざわりに響くのであるが、私といくつも年の違わない国語学者が普通にこの「みたたく」という形を用いているから——国語学者なら一般人よりは規範に厳しいだろうと仮定しての話だが——、今や若い人たちにはごく普通のいい方なのであろう。つまり、「花みたたく」は、私の規範からすれば誤りであるが、これを普通に用いている人からすれば決して誤りではないということになるのである。

この「みたたく」といういい方は、「みたたいだ」が、語幹相当の「みたたい」だけで、あるいは「ね」「さ」「よ」などの終助詞を伴った形で、たとえば、

なんだか、わざと隠しているみたたい。

まるで夢みたいね。

などのように用いられているうちに——この用法は、形容動詞や形容動詞型活用の語一般に認められるものだが——「みたたい」が「い」で終る形であるために、形容詞型の活用をするもののように類推されて、連用形「みたたく」が成立したものと解される。

もう一つ、同じような例を加えよう。昭和五十六年二月五日のフジテレビ夜七時三十分から放送された、

クイズ漫才グランプリ 爆笑・すきくない：！?

という番組のタイトルである。テレビ放送は見なかったが、これは「好きくない」の意と解してまず間違いないだろう。この「すきく」は、「好きだ」という形容動詞の語幹「すき」に形容詞